

# 離婚時の各種手続のご案内

次に該当する場合は手続が必要です。役場担当窓口又は札内支所、忠類総合支所で手続をしてください。  
詳細につきましては、各担当係までお問い合わせください。

区 分	必 要 な も の	担当窓口
<b>【住民異動届】</b> ・転居や転出をされる場合は、届出が必要です。 ・住所の異動がない場合でも、必要に応じて世帯分離届を行うことができます。	・本人確認書類 （住所の異動に伴う関連手続については、別途ご確認ください。）	住民生活課 住民係 TEL 54-6602
<b>【国民年金】</b> ・3号被保険者（厚生年金等の加入者に扶養されている配偶者）の方は、1号被保険者となりますので届出が必要です。	・年金手帳 ・資格喪失証明書 ・印鑑 離婚時の年金分割制度をご利用の方は、お近くの年金事務所へご相談ください。	
<b>【国民健康保険】</b> ・社会保険等の被扶養者となっていた方は、国民健康保険の被保険者となりますので届出が必要です。	・健康保険資格喪失証明書	住民生活課 国保医療係 TEL 54-6602
<b>【ひとり親家庭等医療費助成制度】</b> ・20歳未満の子を扶養している母子又は父子家庭の方等に医療費（自己負担分）の助成を行っています。（所得要件有）	・健康保険証 ・離婚の事実が確認できる書類（戸籍謄本等） ・所得課税証明書（転入者等） ・印鑑 等	
<b>【児童手当】</b> ・中学校修了前の子を養育している方に支給されます。 ・現在受給されている場合でも、受給者が変わる場合は、新たに認定請求が必要です。（前受給者の消滅届も必要です。）	・請求者の健康保険証 （国民年金の方は不要） ・振込先の通帳（離婚により氏が変わった場合は変更後の通帳） ・印鑑 等	こども課 こども支援係 TEL 54-6621
<b>【児童扶養手当】</b> ・18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある子（心身に中程度以上の障がい有する場合は20歳未満まで）を養育している母子又は父子家庭の方等に支給されます。（所得要件有）	・請求者と子の戸籍謄本 ・住民票（世帯全員のもの） ・振込先の通帳（離婚により氏が変わった場合は変更後の通帳） ・児童扶養手当用所得証明書（転入者等） ・印鑑 等	
<b>【公営住宅関係】</b> ・現在、町営住宅に入居している方で、契約者が退去し、入居時からの同居者が引き続き入居される場合には承認を得なければなりません。 ・契約者以外の方が退去される場合は、同居者異動届が必要です。（契約者が届出します。）	・公営住宅入居承認申請書 ・印鑑 等  ・公営住宅同居者異動届 ・印鑑 等	都市計画課 住宅係 TEL 54-6623
<b>【就学援助】</b> ・義務教育課程中の子がいる方は、給食費などの援助を受けることができます。（所得要件有）	・振込先の通帳 （離婚により氏が変わった場合は変更後の通帳） ・所得課税証明書（転入者等） 等 ・印鑑 等	教育委員会 学校教育課 TEL 54-2006

問い合わせ先 ⇒ 幕別町役場 住民生活課 TEL 0155-54-6602  
 忠類総合支所 TEL 01558-8-2111  
 札内支所 TEL 0155-56-2111